

2024年10月号

(2024年10月18日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

育児休業給付金の支給対象期間延長手続きの変更

2023年の男性の育児休業取得率が30.1%だったことを8月の事務所便りでご紹介しましたが、取得率の高さに驚きの声や自分の会社も対応しないと、といった感想が寄せられました。確かに、ここ最近では女性よりも男性の育児休業のご相談の方が圧倒的に多かったなと思います。さて、今回は育児休業給付金の手続きについて紹介していきます。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆育児休業給付金

雇用保険被保険者の方が、子を養育するために出生時育児休業や(原則子が1歳までの)育児休業を取得し、一定の要件を満たした場合、雇用保険制度から育児休業給付金が支給されます。

育児休業は、原則子が1歳になるまで取得することができますが、保育所等に入所できない等の事情があり、一定要件を満たした場合、最長で子が2歳になるまで育児休業を延長することができます。

◆育児休業給付金の支給対象期間延長手続きの変更

育児休業及び給付金の延長について、保育所等の利用の意思がないにも関わらず入所を申し込むことは制度趣旨に沿わないため、**2025年4月以後の延長の際は、手続きに必要となる書類が変更**されます(下表)。なお、育児・介護休業法の改正は、2025年4月と10月に施行予定です。改正内容は今後の事務所便りでご紹介する予定です。

2025年4月まで	2025年4月以降	備考
入所保留通知書、入所不承諾通知書等		市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知書
—	育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書	入所申込日や通所時間(片道)等を記載する書類
—	市区町村に保育所等の利用申込を行ったときの申込書の写し	申込書の写しは全てのページが必要 市区町村の受付印は不要

◆通所時間(片道)

申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく、自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていない必要があります。※「合理的な理由」として認められるのは、原則として次のa～eのいずれかに該当する場合です。

- 申し込んだ保育所等が本人または配偶者の通勤経路の途中にある場合(本人または配偶者の勤務先からの片道の通所時間が30分未満の場合を含む)
- 自宅から30分未満で通うことができる保育所等がない場合
- 自宅から30分未満で通うことができる保育所等の全てについて、その開所時間または開所日(曜日)では職場復帰後の勤務時間または勤務日(曜日)に対応できない場合
- 子が疾病や障害により特別に配慮が必要であり、30分未満で通える保育所等は全て申し込み不可となっている場合(医師の診断書、障害者手帳の写し等が必要)
- その他、きょうだいが在籍している保育所等と同じ保育所等の利用を希望する場合、30分未満で通える保育所等がいずれも過去3年以内に児童への虐待等について都道府県または市区町村から行政指導等を受けていた場合
厚生労働省：<https://www.mhlw.go.jp/content/001269748.pdf>